

議案第 18 号

平成 30 年度飯能市双柳南部土地区画整理特別会計補正予算（第 2 号）案

平成 30 年度飯能市の双柳南部土地区画整理特別会計の補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費）

第 1 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 213 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 1 表繰越明許費」による。

平成 31 年 2 月 22 日提出

飯能市長 大 久 保 勝

第 1 表 繰越明許費

| 款     | 項     | 事業名     | 金額       |
|-------|-------|---------|----------|
| 2 事業費 | 1 事業費 | 物件移転等補償 | 4,100 千円 |